

第2期

愛荘町

子ども・子育て 支援事業計画

計画期間
令和2年度
▼
令和6年度

1 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。共働き家庭の増加や就労環境の多様化などによる子どもを預ける場の不足や、核家族化、地域のつながりの希薄化による子育て世帯の孤立化など、子育てする上での不安や悩みなどが大きな課題となっています。また、新たに児童虐待や子どもの貧困といった社会問題も浮上しています。
- すべての子どもが笑顔で安心して健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを見守り、妊娠・出産から子育てに渡る切れ目のない支援が求められています。
- 国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」の制定、令和元年 6 月に「児童福祉法」及び「児童虐待防止法」の改正、さらに令和元年 10 月には幼児教育・保育の無償化と保護者の負担軽減を図り、少子化対策や児童虐待の発生予防、質の高い教育機会の提供など、様々な面から子育てを支援する環境を整えてきました。
- 本町では、平成 26 年度に「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備を進めてきました。引き続き、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を目的とした「第 2 期愛荘町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、「愛荘町次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び前回計画の考え方を継承するほか、「子どもの貧困対策計画」を統合する計画として策定を行っています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である令和 6 年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

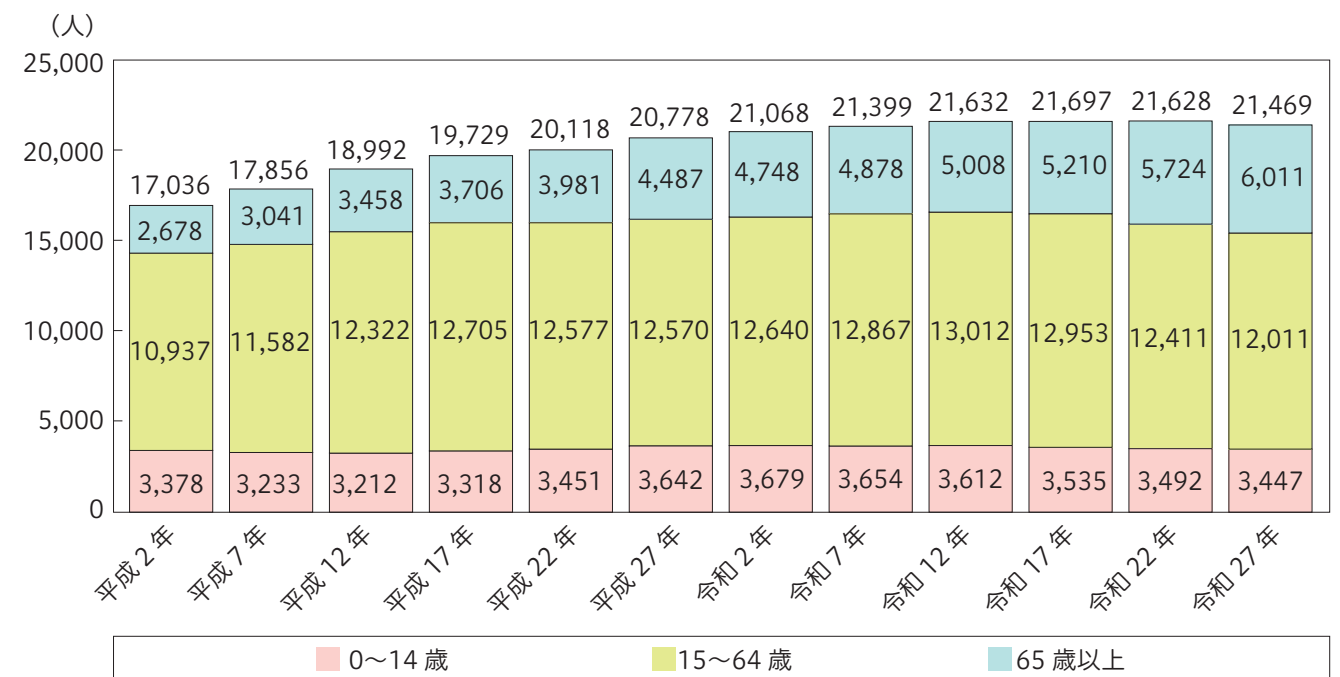
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
第 2 期愛荘町子ども・子育て支援事業計画	策定	計画期間						
		進捗管理・評価						
次期愛荘町子ども・子育て支援事業計画						次期計画策定	計画期間	

2 計画の基本的な考え方

1. 総人口と子どもの人口の推移・推計

愛荘町の総人口は令和 17 年まで増加すると考えられています。また、14 歳以下の人数については、令和 2 年まで増加すると考えられており、少子高齢化の進行は比較的緩やかであると言えます。

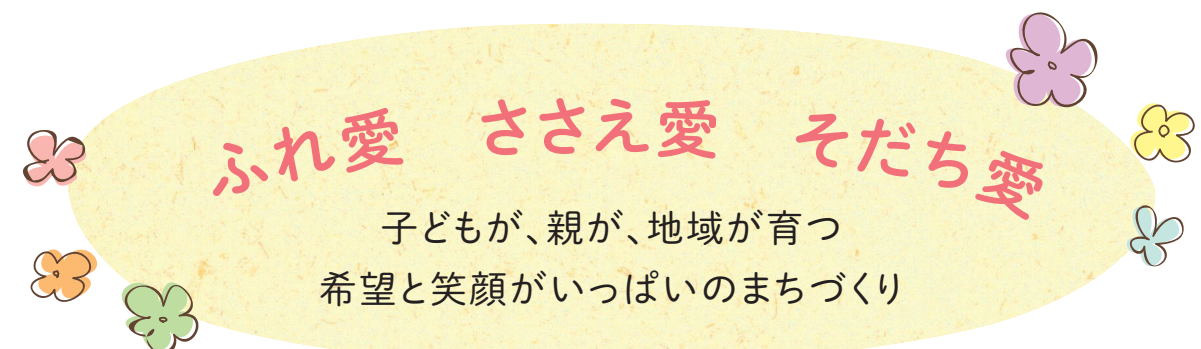
総人口の推移



資料：国勢調査

2. 基本理念

前回計画から引き続き、まち全体で「ふれ愛」「ささえ愛」「そだち愛」の 3 つの愛を育むことを子ども・子育て支援の目的とし、基本理念を次のとおり掲げます。



3 施策体系

基本目標Ⅰ 教育・保育サービスを充実します

●現状●

就学前の児童数、出生数は減少傾向にあるものの、保育所の入所希望者は減少せず、特に0歳から2歳児において待機児童がみられます。学童保育所は、現在6か所を運営しています。

●課題●

働く女性の増加、教育・保育料の無償化により、保育ニーズは今後も高まると考えられます。一方、公立幼稚園では定員に満たない状況が続いているため、ニーズに合わせた保育所・幼稚園の定員等の検討、学童保育所の整備などが課題となっています。また保育士の確保に努め、待機児童の解消につなげていきます。

〔具体的な取り組み〕

1. 待機児童の解消
2. 各施設の調整やサービスの提供
3. 質の高い教育・保育の提供

基本目標Ⅱ 地域の子育てを支援します

●現状●

愛荘町でも地域の子育て力が低下し、周りに支援者や相談者がおらず孤立化している親子がみられます。3か所の子育て支援センターでは、就学前の子ども同士の交流の場、保護者同士の交流の場として利用されています。

●課題●

子育てには地域の方々の協力が欠かせませんが、現在ボランティアの固定化と高齢化が課題となっており、新たなボランティアの参加が望まれます。地域全体で子どもを育てる、地域に見守られているという安心感を持って、子育てに取り組むしくみづくりが必要です。

〔具体的な取り組み〕

1. 社会全体で子育てを支援
2. 地域における子育て支援のしくみづくり
3. 特別な支援の推進
4. 総合的な子育て環境の向上
5. 地域の安全環境の向上



基本目標Ⅲ 親子の健やかな育ちを支援します

●現状●

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から出産、育児と切れ目ない支援を行い、育児不安の軽減と健やかな子育てができる地域づくりに取り組んでいます。

●課題●

核家族化の進行や転入等による顔見知りの人がない中での孤立した子育てから、育児不安に陥りやすくなります。また、子どもの生活習慣の乱れ、他者との関係性を築けない子どもとその保護者の増加などが課題となってきています。

〔具体的な取り組み〕

1. 子どもとその家族の健康づくり
2. 基本的な生活習慣の定着化支援
3. 支援を必要とする子どもへの発達支援
4. 保護者の育児力・関係者の支援力・地域力の向上支援

基本目標Ⅳ 子育て家庭を支援します

●現状●

子育てアドバイザーを配置し、子育ての不安や悩みに対応しているほか、乳幼児健診、学校、園などで子どもの異変に気づき、関係機関が連携して支援を行っています。外国籍の児童には国際交流員を配置し、生活の相談や各種支援を行っています。

●課題●

児童虐待の早期発見・早期対応のためには、関係機関との連携の強化が重要です。また、外国籍の児童へのコミュニケーション支援や、保護者への就労支援や生活支援が必要です。さらに、子どもの貧困対策として、低所得で生活が困難な世帯に向けた相談体制の充実と就労支援が必要です。

〔具体的な取り組み〕

1. ひとり親家庭や外国籍の家庭への支援
2. 児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への個別の支援
3. 子どもの貧困対策についての取り組み

子どもの貧困対策計画

- 我が国の7人に1人の子どもが、ひとり親世帯では2人に1人以上が相対的な貧困状態にあります。子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年9月7日に施行され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が明記されました。
- 今回の計画では、現状から見える支援策について当面の施策として取り組み、モニタリングの中で必要な施策を検討し実施していきます。

4 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

ニーズ調査の結果及び町の状況を踏まえて量の見込みを以下のように設定します。

1. 教育・保育事業

認定区分	単位	令和元年 実績値	令和6年 見込み量	概要
1号〔3－5歳、保育の必要性なし〕	人	385	270	幼児教育を行う幼稚園にて受け入れます。 保護者が就労しており、家庭で保育ができない人のために保育を行う保育園にて受け入れます。
2号〔3－5歳、保育の必要性あり〕		318	262	
3号〔0歳、保育の必要性あり〕		164	165	
3号〔1－2歳、保育の必要性あり〕		15	15	

2. 地域子ども・子育て支援事業

事業名	単位	令和元年 実績値	令和6年 見込み量	概要
延長保育事業	人	440	356	通常の保育時間を超える時間に保育所、認定こども園等にて保育を実施する事業です。
放課後児童健全育成事業	人	206	261	小学校の授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、子どもの健全な育成を図る事業です。
ショートステイ （子育て短期支援事業）	人／年	2	55	保護者が一時的に子どもをみられない際、児童養育施設等にて、必要な保護を行う事業です。
子育て支援センター （地域子育て支援拠点事業）	人／年	26,202	21,375	乳幼児と保護者の交流を行う場を開設し、子育てについての相談や、助言などを行う事業です。
保育所等での一時預かり事業	人／年	401	284	認定こども園、幼稚園、保育所などにて一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。
病児・病後児保育事業	人／年	9	30	病気や病気の回復期にある子どもを、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
ファミリー・サポート・ センター事業（就学児のみ）	人／年	7	7	子どもを一時的に見てほしい保護者が、援助会員登録をしている人に預け見てもらう事業です。
妊婦健診事業	人	221	177	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、保健指導と、医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	人	239	177	乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。
養育支援訪問事業	世帯	17	80	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業です。
利用者支援事業	か所	3	3	子育て家庭の身近な場所で、子育て支援に関する情報提供や相談・助言を実施する事業です。

5 成果指標

愛荘町の子育て支援において、前回計画の目標値である「愛荘町は子育てしやすいまちだと思う」の保護者の割合は、達成することができました。本計画でも引き続き同じ成果指標を掲げ、その達成に努めます。

成果指標の目標値

指標名		平成21年度 実績値	平成25年度 実績値	令和元年度 実績値	令和6年度 目標値
「子育てを楽しんでいることのほうが多い」保護者の割合	就学前	56.8%	63.7%	55.2%	70.0%以上
	小学生	52.2%	52.1%	55.0%	70.0%以上
「子育てに関する相談相手がいる・相談する場所がある」保護者の割合	就学前	91.8%	92.5%	93.2%	95.0%
	小学生	86.8%	87.4%	90.4%	95.0%
「愛荘町は子育てしやすいまちだと思う」保護者の割合	就学前	40.5%	58.9%	72.7%	80.0%以上
	小学生	41.7%	53.3%	71.6%	80.0%以上

6 推進体制

（1）計画の推進に向けて

推進に向けて、子育て家庭をはじめ、幼稚園や保育所、学校、地域、住民、その他関係機関・団体等が一体となって取り組みます。

本計画を住民との協働の中で進めていくために、本計画の基本理念や計画の進捗状況について、広報紙やホームページ、窓口等にて情報提供を行います。また町内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても住民への周知・啓発を図ります。

（2）計画の点検・検証

各種施策及び本計画の推進については、愛荘町子ども・子育て会議にて計画の進捗について点検・検証を行い、その内容を公表します。

計画の進捗状況の確認を踏まえて、愛荘町の子ども・子育て支援がさらに推進されるよう、【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のPDCAサイクルを活用します。





愛荘町第2期
子ども・子育て支援事業計画
概要版

編集・発行 愛荘町
愛荘町役場子ども支援課
〒529-1380
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

電話：0749-42-7693
FAX：0749-42-5887

計画書の内容は、町ホームページで閲覧が可能です。